
資料2－1 大気汚染に係る環境基準等

[本編 p. 50, 65～69 参照]

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年環境庁告示25号)

(昭和53年環境庁告示38号)

(平成21年環境省告示33号)

物質	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

(2) 名古屋市の大気汚染に係る環境目標値

(平成17年名古屋市告示第402号)

物質	環境目標値	地域
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	名古屋市全域
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	年平均値が3μg/m ³ 以下であること	

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

(3) 有害大気汚染物質

ア 環境基準が定められている物質

(平成 9 年環境庁告示 4 号)

物質	環境基準
ベンゼン	1 年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

イ 指針値が定められている物質

(平成 15 年環境省通知環管総発第 0309300004 号)

(平成 18 年環境省通知環水大総発第 061220001 号)

(平成 22 年環境省通知環水大総発第 101015002 号)

物質	指針値
アクリロニトリル	年平均値 $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水銀及びその化合物	年平均値 $0.04\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下
ニッケル化合物	年平均値 $0.025\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム	年平均値 $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1, 2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1, 3-ブタジエン	年平均値 $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ヒ素及びその化合物	年平均値 $6\text{ng As}/\text{m}^3$ 以下

(4) 塩化水素に係る目標環境濃度

(昭和 52 年環境庁大気保全局長通知環大規第 136 号)

物質	環境基準
塩化水素	0.02ppm

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

資料2－2 騒音に係る環境基準

[本編 p. 50, 70～73 参照]

(平成10年環境庁告示64号)

(平成24年名古屋市告示第141号)

地域の 類型・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		AA	A及びB	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域
基 準 値	昼間	50デシベル 以下	55デシベル 以下	60デシベル 以下	60デシベル 以下	65デシベル 以下
	夜間	40デシベル 以下	45デシベル 以下	50デシベル 以下	55デシベル 以下	60デシベル 以下
備考		地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 及び第2種中高層住居専用地域 B：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで				

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	昼間	70デシベル以下
	夜間	65デシベル以下
備考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年環境庁告示59号)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102（以下、「規格」という。）43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(注) トリクロロエチレンの基準値は、平成26年環境省告示第126号にて改正された。

(2) 生活環境保全に関する環境基準

(昭和 46 年環境庁告示 59 号)

ア 河川（湖沼を除く。）

(7)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/L 以上	—	

備考 1 基準値は、日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。

3 省略

4 省略

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度な浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等 β- 中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

<水域類型の指定>

水 域	該当類型
庄内川下流（水分橋より下流）	D
新川下流（新橋より下流）	E

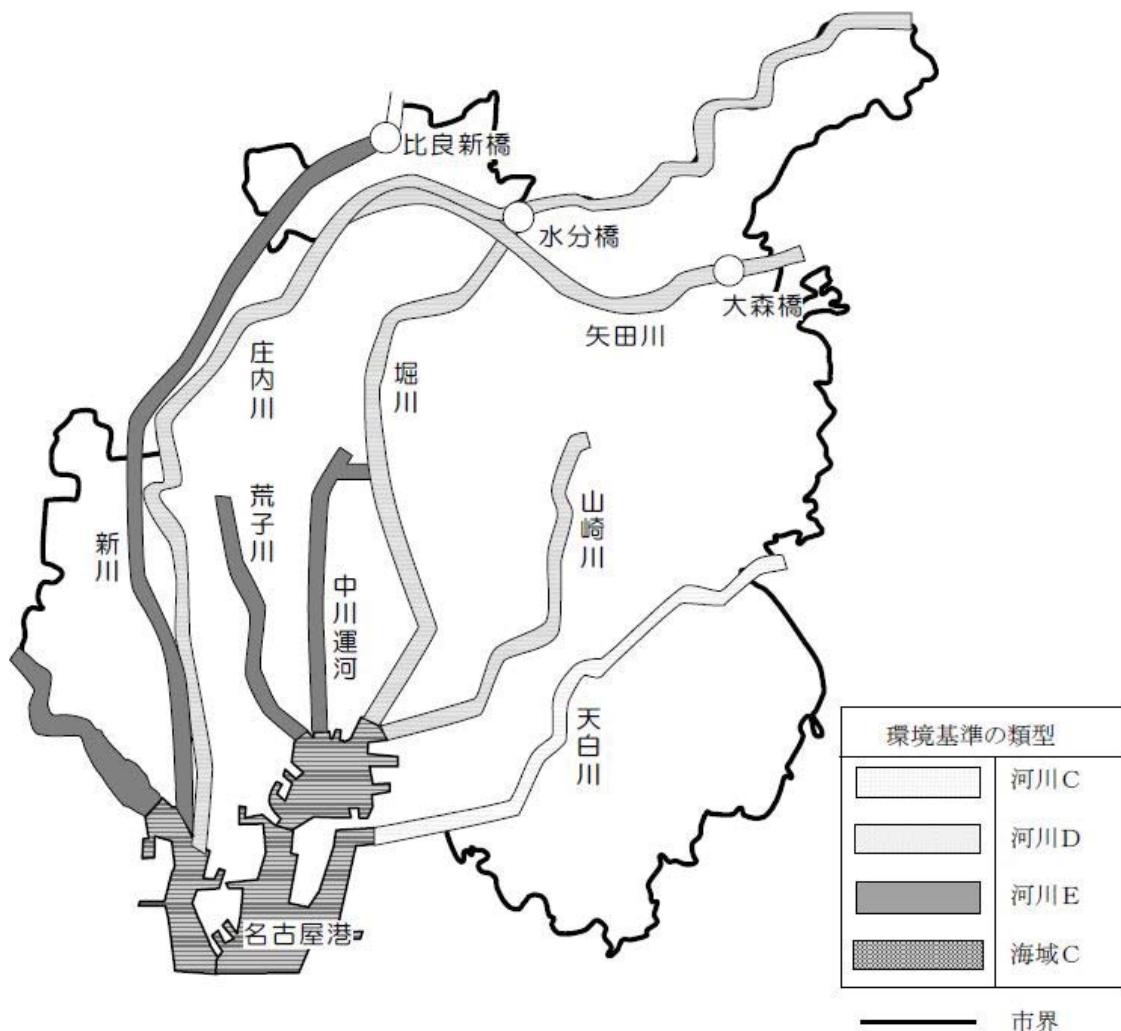
注) 調査対象区域内の水域のみを示す。

(4)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域 水域 類型ごとに 指定する 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 省略					

イ 各水域の環境基準の類型

(全窒素、全燐に係る環境基準及び水生生物の保全に係る水質環境基準の類型を除く)



出典) 平成 25 年度 公共用水域及び地下水の状況 (平成 26 年 6 月 名古屋市環境局)

(3) 水質汚濁に係る環境目標値

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

ア 水の安全性に関する目標

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示 59 号）に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

イ 水質の汚濁に関する目標（河川のみ抜粋）

「エ 地域区分」に掲げる地域について、下表のとおりとする。

区分 水質の 項目	河 川			測定方法
	☆☆☆	☆☆	☆	
川に入って遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる		
水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下			規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	規格 21 に定める方法
化学的酸素要求量 (COD)	—	—	—	規格 17 に定める方法
浮遊物質量 (SS)	10 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下	付表 9 に掲げる方法
溶存酸素量 (DO)	5 mg/L 以上		3 mg/L 以上	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
ふん便性大腸菌群数	1000 個 /100mL 以下	—	—	メンプランフィルター法又は、疎水性格子付きメンプランフィルター法
全窒素	—	—	—	規格 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法
全 燐	—	—	—	規格 46.3 に定める方法
全亜鉛	0.03 mg/L 以下			規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 10 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 10 の 1(1)による。）
ノニルフェノール	0.002 mg/L 以下			付表 11 に掲げる方法
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	0.05 mg/L 以下			付表 12 に掲げる方法

注) 1: 「測定方法」の欄において「規格」とは、日本工業規格 K0102 をいい、「付表」とは昭和 46 年 12 月 28 日付け環境庁告示 59 号に掲げるものをいう。

2: pH、DO、ふん便性大腸菌群数及び SS は日間平均値とする。

3: BOD、COD の年間評価については、75% 水質値によるものとする。

4: 全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS については、年間平均値とする。

ウ 親しみやすい指標による目標（河川のみ抜粋）

「エ 地域区分」に掲げる地域について、下表のとおりとする。

項目	区分 水質の イメージ	河 川		
		☆☆☆	☆☆	☆
	川に入って遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる	
水のにごり (透視度)	にごりがない (おおむね 70 cm以上)	にごりが少ない (おおむね 50 cm以上)	にごりがある (おおむね 30 cm以上)	
水のにおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。	
水の色	異常な着色のこと。			
水の流れ	流れのこと。			
ごみ	ごみが捨てられていないこと。			
生物指標	[淡水域] アユ、モロコ類、 ヒラタカゲロウ類、 カワゲラ類	[淡水域] カマツカ、オイカワ、 コカゲロウ類、 シマトビケラ類 ハグロトンボ	[淡水域] フナ類、イトトンボ類、 ミズムシ（甲殻類）、 ヒル類	[汽水域] マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ

工 地域区分（河川のみ抜粋）

水 域	区 分	水質のイメージ	地 域
河 川	☆ ☆ ☆	川に入って遊びが楽しめる	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、植田川（全域）、扇川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆ ☆	水際での遊びが楽しめる	中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、天白川（全域）、庄内川下流部（松川橋より下流の水域に限る。）、香流川（全域）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、福田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、戸田川（全域）、鞍流瀬川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）



出典) 平成 25 年度 公共用水域及び地下水の状況 (平成 26 年 6 月 名古屋市環境局)

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成 9 年環境庁告示 10 号)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<u>0.01mg/L 以下</u>
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注) トリクロロエチレンの基準値は、平成 26 年環境省告示第 126 号にて改正された。

資料2－4 土壌の汚染に係る環境基準

[本編 p. 50 参照]

(平成3年環境庁告示46号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。

- 備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

注) 1, 1-ジクロロエチレンの基準は、平成26年環境省告示第44号にて改正された。

資料2－5 ダイオキシン類に係る環境基準

[本編 p. 50, 62, 68 参照]

(平成11年環境庁告示68号)

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壤	1,000pg-TEQ/g以下

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（定められた方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

(大気汚染防止法施行令 昭和43年政令第329号)
 (大気汚染防止法施行規則 昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)
 (愛知県生活環境保全条例施行規則)

(1) ばい煙発生施設

ばい煙発生施設	大気汚染防止法	愛知県生活環境保全条例
廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 又は 焼却能力 200kg/時以上 【法施行令 別表第1の第13項】	同左 2m ² 以上 又は 同左 150kg/時以上 【県条例施行規則 別表第1の第14項】 (大気汚染防止法に規定する ばい煙発生施設を除く。)

(2) 硫黄酸化物の規制

ア 排出基準 (K値規制)

$$q = K \times 10^{-3} H e^2 \text{により算出した量}$$

q : 硫黄酸化物の量 (m³/時)

K : 1.17 (大気汚染防止法施行規則第7条で定められた値)

H e : 以下に規定する方法により補正された排出口の高さ (m)

$$H e = H o + 0.65 (H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795 \sqrt{Q \times V}}{1 + 2.58/V}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \times V}} \times \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式において、H o、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

H o : 排出口の実高さ (m)

Q : 15°Cにおける排出ガス量 (m³/秒)

V : 排出ガスの排出速度 (m/秒)

T : 排出ガスの温度 (絶対温度)

イ 総量の規制

項目	大気汚染防止法（総量規制）	愛知県生活環境保全条例（総排出量規制）
対象工場等	<p>特定工場等 全ての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものが 500L/時以上の工場・事業場</p> <p>〔総量規制が適用されるばい煙発生施設は、法施行令別表第 1 の 1 の項から 14 の項まで、18 の項、21 の項、23 の項から 26 の項まで及び 28 の項から 32 の項までのものである。〕</p>	<p>大気指定工場等</p> <ol style="list-style-type: none"> 大気指定施設の燃焼設備の燃料（廃棄物焼却炉において焼却される廃油を含む。）の燃焼能力の合計が重油に換算した量で 500 L/時以上の工場等 <p>(2. 以下省略)</p>
基準式	<p>特定工場等の新設、既設の特定工場等の施設の設置等</p> $Q = aW^{0.95} + ra' \{ (W + Wi)^{0.95} - W^{0.95} \}$ <p>Q : 硫黄酸化物の排出許容量 (m^3_N/h) W : 昭和 51 年 3 月 31 日以前に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値 (L/h) Wi : 昭和 51 年 4 月 1 日以後に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値 (L/h) a, a', r : 定数 a : 2.17×10^{-3} a' : 2.17×10^{-3} r : 1/3</p>	<p>既設の大気指定工場等の施設の設置、変更、廃止</p> $Q = 0.7 \alpha S_2 (aW_1 + b) + 0.7 \alpha S_3 \{ (aW_2 + b) - (aW_1 + b) \} + Q'' + 0.31 Q'$ <p>大気指定工場等の新設</p> $Q = 0.7 \alpha S_3 (aW_2 + b) + Q''$ <p>Q : 硫黄酸化物の排出許容量 (m^3_N/h) W₁ : 昭和 49 年 9 月 29 日現在の大気指定施設の燃焼能力の合計値 (L/h) W₂ : 大気指定施設の燃焼能力の合計値 (L/h) Q'、Q'' : 大気指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量 (m^3_N/h) a, b, αS_2, αS_3 : 定数 (a, b : 下表参照)</p>

県条例に基づく総量規制の定数

大気指定工場等における大気指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計（重油の量に換算した 1 時間あたり）	a	b
500L 以上 1,000L 未満	0.643	16
1,000L 以上 5,000L 未満	0.743	-84
5,000L 以上 10,000L 未満	0.606	620
10,000L 以上	0.861	-1,930

(3) ばいじんの規制

施設名	大気汚染防止法 (設置年月日 : H10.7.1 ~)	
	処理能力 (t/h)	排出基準 (g/m ³ _N)
廃棄物焼却炉	4 以上	0.04
	2~4	0.08
	2 未満	0.15

注) ばいじん濃度は、酸素濃度 12%に換算した値を用いる。

(4) 廃棄物焼却炉に係る有害物質の規制

ア 塩化水素の排出基準

施設名	大気汚染防止法	
	対象施設	排出基準 (mg/m ³ _N)
廃棄物焼却炉	法該当施設すべて	塩化水素 700 (酸素濃度 12%換算)

イ 窒素酸化物の排出基準

施設名	大気汚染防止法 (設置年月日 : S54.8.10~)	
	排出ガス量 (万 m ³ _N /h)	排出基準 (ppm)
浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4 以上	450
	4 未満	450
特殊廃棄物焼却炉 (連続炉)	4 以上	250
	4 未満	700
廃棄物焼却炉 (上記以外の連続炉)	4 以上	250
	4 未満	250
廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4 以上	250

注) 窒素酸化物濃度は、酸素濃度 12%に換算した値を用いる。

(5) 名古屋市環境保全条例に規定する窒素酸化物の総量規制

(名古屋市環境保全条例施行細則)

ア 適用される工場等（大気規制工場）

窒素酸化物排出施設（下表）を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を窒素酸化物の排出特性を勘案して重油の量に換算したものの合計が1時間当たり500リットル以上のもの

窒素酸化物排出施設	対象規模	
廃棄物焼却炉	火格子面積 又は 焼却能力	2m ² 以上 150kg/時以上

イ 大気規制基準

$$Q = 3.705 \times \{ \Sigma (C_1 \times F_1) + \Sigma (C_2 \times F_2) \}^{0.94}$$

Q：大気規制工場から排出が許容される窒素酸化物の量（NOx換算g/時）

F1、F2：窒素酸化物排出施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を重油の量へ換算したもの

ただし、F1：平成元年9月30日現に設置されている施設について

F2：平成元年10月1日以後に設置された施設について

C1、C2：下表参照

ただし、C1：平成元年9月30日現に設置されている施設について

C2：平成元年10月1日以後に設置された施設について

項目番号	窒素酸化物排出施設の種類		C1	C2
30	廃棄物焼却炉	都市ゴミの焼却の用に供するもの	0.70	0.40

(1) 騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準

(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)

(名古屋市環境保全条例施工細則)

単位：dB

地域の区分	時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
		8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～ 翌日6時
第1種低層住居専用地域				
第2種低層住居専用地域				
第1種中高層住居専用地域				
第2種中高層住居専用地域				
第1種住居地域				
第2種住居地域				
準住居地域				
近隣商業地域				
商業地域				
準工業地域				
都市計画区域で用途地域の定められない地域				
工業地域				
工業専用地域				

注) 1: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の定められていない地域、工業地域又は工業専用地域の学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5dBを減じた値とする。

2: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域のその接する境界線から、その工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5dBを減じた値とする。(1の規定の適用を受ける区域を除く。)

(2) 騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業

(騒音規制法施行令 昭和43年政令第324号)

(名古屋市環境保全条例施行細則)

項目番号		特定建設作業の種類
騒音規制法	市条例	
1	1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	2	びょう打機を使用する作業
3	3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	—	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	—	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	—	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業
—	6	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業
—	7	コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業
—	8	コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
—	9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械にあっては原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業
—	10	ロードローラー、振動ローラー又はてん压機を用いる作業

(3) 騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準

(昭和43年厚生省・建設省告示1号)

(名古屋市環境保全条例施行細則)

規制の種別	地域の区分	基 準 等
基準値	①②③	85dBを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたり の作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注) 1: 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2: 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

①地域:ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住宅専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域
 イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域:工業地域 (①地域のイの区域を除く。)

③地域:工業専用地域 (①地域のイの区域を除く。)

(4) 騒音規制法第17条第1項に基づく自動車騒音の限度

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
 平成12年総理府令第15号)
 (平成12年名古屋市告示第89号)

単位 : dB

区域の区分	昼 間	夜 間
	6時～22時	22時～翌日6時
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

注) 1:区域の区分

a 区域:第一種低層住居専用地域

第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域

b 区域:第一種住居地域

第二種住居地域

準住居地域

都市計画区域で用途地域の定められていない地域

c 区域:近隣商業地域

商業地域

準工業地域

工業地域

2:幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲については、上の表にかかわらず、昼間75dB、夜間70dBとする。

なお、「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

①高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）

②一般自動車道であつて「都市計画法施行規則」（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に定める自動車専用道路

資料2－8 振動に係る規制

[本編 p. 51 参照]

(1) 振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準

(昭和51年環境庁告示90号)

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第1種低層住居専用地域	7時～20時	
第2種低層住居専用地域		55
第1種中高層住居専用地域	60	
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域		
第2種住居地域	65	55
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域	65	60
準工業地域		
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70

注) 1: 工業地域又は工業専用地域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5dBを減じた値とする。

2: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域のその接する境界線から、その工業地域又は工業専用地域内～50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5dBを減じた値とする。(1の規定の適用を受ける区域を除く。)

(2) 振動規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に伴う振動の基準

(振動規制法施行令 昭和51年政令第280号)

(振動規制法施行規則 昭和51年総理府令第58号)

(名古屋市環境保全条例施行細則)

項番号		特定建設作業の種類
振動規制法	市条例	
1	1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
規制の種別	地域の区分	基 準 等
基準値	①②③	75dBを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注)1: 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2: 基準値を越えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時蘭以上との間ににおいて短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

①地域: ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住宅専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域: 工業地域 (①地域のイの区域を除く。)

③地域: 工業専用地域 (①地域のイの区域を除く。)

(3) 振動規制法第16条第1項に基づく道路交通振動の限度

(振動規制法施行規則 昭和51年総理府令第58号)

(昭和61年名古屋市告示第113号)

単位: dB

区域の区分	該当地域	昼 間	夜 間
		7時～20時	20時～翌日7時
第1種区域	第1種低層住居専用地域		
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域	65	60
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
第2種区域	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域	70	65
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域		

(1) 悪臭防止法第4条第1項に基づく規制

(悪臭防止法施行規則 昭和47年総理府令第39号)

工場・事業場の事業活動に伴い排出される特定悪臭物質については、悪臭防止法により次の3つの規制基準が定められている。

- ア 敷地境界線の地表における規制（1号規制、22物質）
- イ 煙突等からの排出口における規制（2号規制、13物質）
- ウ 排出水の敷地外における規制（3号規制、4物質）

特定悪臭物質の規制基準一覧表（○：規制対象）

物質名	ア 敷地境界線の地表における規制 (ppm)	イ 気体排出施設から の規制 ^注	ウ 排出水に係る規制 (mg/L)		
			排出水量(Q; m ³ /秒)		
			Q≤10 ⁻³	10 ⁻³ <Q≤0.1	0.1<Q
アンモニア	○	1	○		
メチルメルカプタン	○	0.002		○	0.03 0.007 0.002
硫化水素	○	0.02	○	○	0.1 0.02 0.005
硫化メチル	○	0.01		○	0.3 0.07 0.01
二硫化メチル	○	0.009		○	0.6 0.1 0.03
トリメチルアミン	○	0.005	○		
アセトアルデヒド	○	0.05			
プロピオンアルデヒド	○	0.05	○		
ノルマルブチルアルデヒド	○	0.009	○		
イソブチルアルデヒド	○	0.02	○		
ノルマルバレルアルデヒド	○	0.009	○		
イソバレルアルデヒド	○	0.003	○		
イソブタノール	○	0.9	○		
酢酸エチル	○	3	○		
メチルイソブチルケトン	○	1	○		
トルエン	○	10	○		
スチレン	○	0.4			
キシレン	○	1	○		
プロピオン酸	○	0.03			
ノルマル酪酸	○	0.001			
ノルマル吉草酸	○	0.0009			
イソ吉草酸	○	0.001			

注) 規制基準 (q : 特定悪臭物質の排出量、m³/時) は以下の換算式で求められる。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m \quad H e : \text{補正された排出口高さ (m)} \\ C m : \text{敷地境界線の基準値 (ppm)}$$

(2) 悪臭対策指導指針に規定する指導基準値

(平成 15 年名古屋市告示第 412 号)

区域の区分		指導基準値	
種別	該当地域	工場等の敷地の境界線における臭気指数	工場等の排出口から排出される臭気指数
第1種 区域	第1種低層住居専用地域	10	25
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
第2種 区域	準住居地域	13	27
	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域		
第3種 区域	未指定地域	15	30
	工業地域		
	工業専用地域		

備考1 区域の区分該当地域の欄中の各地域（未指定地域を除く。）は、都市計画法第8条第1項第1号の規定による地域をいい、未指定地域とはその他の地域をいう。

- 2 第3種区域内に所在し、その敷地が第1種区域と接している工場等については、第2種区域に係る指導基準値を適用する。ただし、当該工場等の敷地境界で第1種区域に接しない部分については、第3種区域に係る工場等の敷地の境界線における臭気指数の指導基準値を適用する。
- 3 測定は、嗅覚測定法（三点比較式臭袋法）により行う。

●臭気指数

三点比較式臭袋法を用いて測定した臭気濃度の対数を10倍した数値

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

●臭気濃度

臭気濃度とは、臭気を無臭空気で希釈して、におわなくなったときの希釈倍数をもって臭気を数値化したもの

(3) 悪臭関係工場等届出書の提出

(愛知県生活環境保全条例施行規則)

悪臭関係工場等（ごみ処理場等）は、毎年度の悪臭物質の排出の状況について、その年度終了後一月以内に「悪臭関係工場等届出書」として提出しなければならない。

(1) 地下水汚染未然防止措置

(水質汚濁防止法施行規則 昭和46年総理府・通商産業省令第2号)

ア 対象事業者

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」とする。）の設置者、又は設置しようとする者。下水道に污水等を全量排出している者も対象となる。

イ 構造等に関する基準が適用される範囲

有害物質使用特定施設等の本体、施設の床面及び周囲、施設付帯の配管等及び排水溝等。

ウ 定期点検の義務

有害物質使用特定施設等の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期点検を行い、その記録を3年間保存しなければならない。また、有害物質を含む水の漏洩等の異常が確認された際には、その記録を3年間保存しなければならない。

エ 使用の方法

有害物質使用特定施設等の使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領を定めなければならない。

(2) 下水道放流水の水質基準（特定施設のある事業場）

(下水道法施行令 昭和34年政令第147号)

(名古屋市下水道条例 昭和22年条例第35号)

(名古屋市下水道条例施行規程 平成12年上下水道局管理規程第58号)

ア 環境項目

項目	排水量(m ³ /日)	50未満	50以上1,000未満	1,000以上 3,000未満	3,000以上
温度	-		45°C以下		45°C以下(40°C以下)
水素イオン濃度(pH)	5以上		5以上9以下		5以上9以下(5.7以上8.7以下)
生物化学的酸素要求量(BOD)	-	600以下	2,000以下	600以下	600以下(300以下)
浮遊物質量(SS)	-	600以下	1,400以下	600以下	600以下(300以下)
沃素消費量	-			220以下	
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類 動植物油脂類	50以下		5以下	
※銅		3以下		3以下	
※亜鉛		2以下		2以下	
※クロム		2以下		2以下	
※フェノール類		-		5以下	
※鉄(溶解性)		-		10以下	
※マンガン(溶解性)		-		10以下	

イ 有害物質

項目	基準値
カドミウム	0.03 以下
シアン	1 以下
有機憐	1 以下
鉛	0.1 以下
六価クロム	0.5 以下
砒素	0.1 以下
水銀	0.005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下
トリクロロエチレン	0.3 以下
テトラクロロエチレン	0.1 以下
ジクロロメタン	0.2 以下
四塩化炭素	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下
チウラム	0.06 以下
シマジン	0.03 以下
チオベンカルブ	0.2 以下
ベンゼン	0.1 以下
セレン	0.1 以下
ほう素	10 以下
ふつ素	8 以下
1,4-ジオキサン	0.5 以下
ダイオキシン類	10 以下

ウ 備考

- 単位は、水素イオン濃度は水素指数、ダイオキシン類は pg-TEQ/L、その他（温度を除く）は mg/L。
- アの網掛け及びイのすべての項目は直罰の水質基準（直罰基準）、その他は除害施設等が必要な水質基準（除害施設設置基準）を示す。
- ※印の水質については、新たに工場・事業場を設置する場合は、排水量が 20m³/日以上の工場・事業場に直罰基準が適用される。
- () 内の基準は、製造業又はガス供給業の用に供する施設から排出される下水についてのみ適用される。
- ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設を設置する事業場に対して直罰基準が適用される。また、それ以外の事業場に対しては、下水道終末処理場からの放流水が、ダイオキシン類の規制を受けている場合に限り除害施設設置基準が適用される。

注) カドミウムの下水道放流水の水質基準は、平成 26 年 12 月 1 日下水道法施行令改正により変更となった。

資料2－1 1 地盤に係る規制

[本編 p. 51 参照]

(1) 揚水規制基準

(名古屋市環境保全条例施行細則)

ストレーナーの位置	地表面下10m以浅であること。
揚水機の吐出口の断面積	19cm ² 以下であること。
揚水機の原動機の定格出力	2.2kW以下であること。
揚水設備を設置する工場等の揚水設備による総揚水量	350m ³ /日以下であること。

(2) 地下水採取規制

(名古屋市環境保全条例施行細則)

設備の種類	揚水設備	井戸設備
ポンプ等の吐出口断面積	6cm ² を超える場合	6cm ² 以下の場合
設置に必要な申請等	地下水の採取の許可の申請	井戸設備の設置の届出
揚水量等の測定、報告等の義務	<ul style="list-style-type: none">・毎月の揚水量の測定・地下水位の測定（毎月1回以上）・測定結果の記録、保管（3年間）・測定結果の報告（毎年）	

(3) 地下水のゆう出を伴う掘削工事に係る届出

(名古屋市環境保全条例施行細則)

地下掘削工事において、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積の合計が78cm²を超える場合は、工事の開始日の7日前までに地下掘削工事施工に係る届出が必要となる。また、毎月、地下水のゆう出量を報告しなければならない。

資料2－12 ダイオキシン類に係る規制

[本編 p. 52 参照]

(ダイオキシン類対策特別措置法施行令 平成11年政令第433号)
(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 平成11年総理府令第67号)

(1) 廃棄物焼却炉に係る排出ガス排出基準

特定施設の種類	施設規模 (焼却能力)	排出基準 (設置年月日:H12.1.15~)
廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5m ² 以上又は燃焼能力が50kg/h以上)	4t/h以上	0.1ng-TEQ/m ³ _N 以下
	2t/h以上4t/h未満	1ng-TEQ/m ³ _N 以下
	2t/h未満	5ng-TEQ/m ³ _N 以下

(2) 廃棄物焼却炉に係る排出水排出基準

特定施設の種類	排出基準
廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設の汚水又は廃液を排出する施設	10 pg-TEQ/L以下

(3) ばいじん及び燃え殻の処理基準

特定施設の種類	処理基準
廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び燃え殻	3 ng-TEQ/g以下

注) 埋立等の処分(再生を含む。)を行う場合には、この処理基準以下に処理しなければならない。

(1) 緑のまちづくり条例（一部抜粋）

(緑のまちづくり条例 平成17年名古屋市条例第39号)

(緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模)

第23条 都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号）第9条ただし書に規定する緑化率（法第34条第2項に規定する緑化率をいう。以下同じ。）の規制の対象となる敷地面積の規模は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率（同項に規定する建ぺい率をいう。以下同じ。）の最高限度（高層住居誘導地区（都市計画法第8条第1項第2号の4に掲げる高層住居誘導地区をいい、建築物の建ぺい率の最高限度が定められているものに限る。）、高度利用地区（同項第3号に掲げる高度利用地区をいう。）又は都市再生特別地区（同項第4号の2に掲げる都市再生特別地区をいう。）の区域内にあっては、これらの都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度。以下「建ぺい率の最高限度」という。）が10分の6以下の区域内にあっては、300平方メートル。ただし、建築基準法第53条第3項又は第4項の規定により建ぺい率の最高限度が10分の6を超える建築物の敷地の区域にあっては、500平方メートル

(2) 建ぺい率の最高限度が10分の6を超える区域内にあっては、500平方メートル

2 建築物の敷地が、前項各号の区域にわたる場合においては、敷地の過半の属する区域に係る前項の規定を適用する。

(条例による緑化率の規制)

第26条 次の各号に掲げる建築物（敷地面積が500平方メートル未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を10分の1以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

(1) 建ぺい率の最高限度が10分の8を超える建築物

(2) 建築基準法第53条第5項第1号に該当する建築物

2 都市計画に緑化地域が定められていない区域において、建築物（敷地面積が1,000平方メートル未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を10分の2以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた建築物については、適用しない。

(1) その敷地の周囲に広い緑地を有し、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないもの
(2) その用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの

4 市長は、第1項又は第2項に規定する建築物が、これらの規定に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を認証するものとする。

5 第1項又は第2項の規定が適用される場合においては、法第40条並びにこの条例第23条第2項、第24条第2項及び前3条の規定を準用する。

(2) 緑のまちづくり条例施行細則（一部抜粋）

（緑のまちづくり条例施行細則 平成 17 年名古屋市規則第 158 号）

（政令第 11 条の市長が定める数値）

第 20 条 政令第 11 条の市長が定める数値は、次表のとおりとする。

1 から建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 135 条の 16 第 1 項又は第 136 条第 1 項及び第 2 項の規定による空地の面積の敷地面積に対する割合を減じた数値	市長が定める数値
10 分の 5 以下の場合	10 分の 2
10 分の 5 を超え、10 分の 6 以下の場合	10 分の 1.5
10 分の 6 を超え、10 分の 8 以下の場合	10 分の 1
10 分の 8 を超える場合	10 分の 0.5